

令和7年度

# 危機管理マニュアル



## 延岡市立緑ヶ丘小学校

〒882-0863

宮崎県延岡市緑ヶ丘4丁目 11番 1号

TEL 0982-21-5358

FAX 0982-21-5359

## 目 次

## 学校における危機管理マニュアル

I 基本的な緊急連絡体制	2
II 校内・校外におけるけが・事故	5

## 学校被災

III 火災	9
IV 地震・津波	12
V 不審者侵入	13
VI 食中毒	15
VII 異物混入	17
VIII アレルギー事故	19
IX 児童虐待	20
X 龍巻	21
緑ヶ丘小学校消防計画	22
南海トラフ地震対策	28

# 学校における危機管理マニュアル

学校における危機管理の基本的なねらいは、日常の教育活動や学校生活、日常生活において生ずる事件や事故などの未然防止と対応策である。

学校において、児童の基本的人権は最大限に尊重されるべきものであり、ないがしろにされてはならない。特に、生命や安全に関わることは、教育活動の基盤となるものであって、これが確保されないということは学校の存立に関わる重大なことである。(基本理念との関連)

しかし、熊本地震・東日本大震災による（地震・津波）、竜巻、いじめによる自殺、交通事故など憂慮すべき事件・事故が頻発している現実があり、学校においては日頃からこうした事態へ備えておくことが緊急の課題であることを示している。また、感染症の拡大防止対策及び人権的な配慮に関しても適切な対応を図る必要がある。

そこで、本校としては、これらの重大な課題への対応を「危機管理」としてとらえ、そのマニュアルを作成し、実際に危機に直面した場合、被害を最小限に止めるに努めている。

## 【学校における危機管理 3つのねらい】

- 1 子どもや教職員などの生命を守る。
- 2 学校の日常のリズムを守る。
- 3 学校や教師に対する信頼を守る。

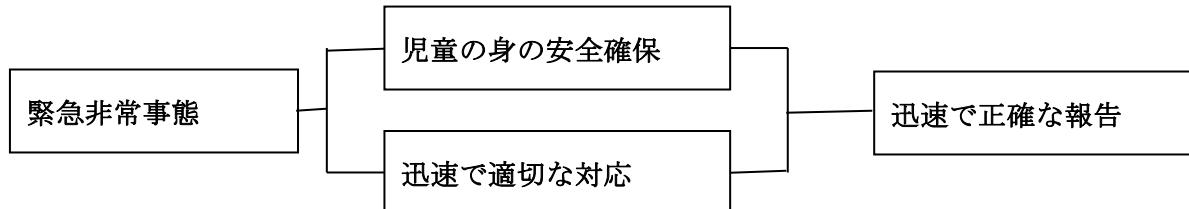
## 【学校の「危機」の種類と内容】

- 1 子ども自身あるいは子ども間のトラブル
- 2 子どもと教師間のトラブル
- 3 保護者と学校・教師間のトラブル
- 4 教師間のトラブル
- 5 組織運営上のトラブルや緊急事態
- 6 火災、地震、台風、竜巻などの自然災害
- 7 テロ、誘拐などの社会的災害
- 8 給食のアレルギー、異物混入等の事故
- 9 インフルエンザやコロナウイルスなどの感染症

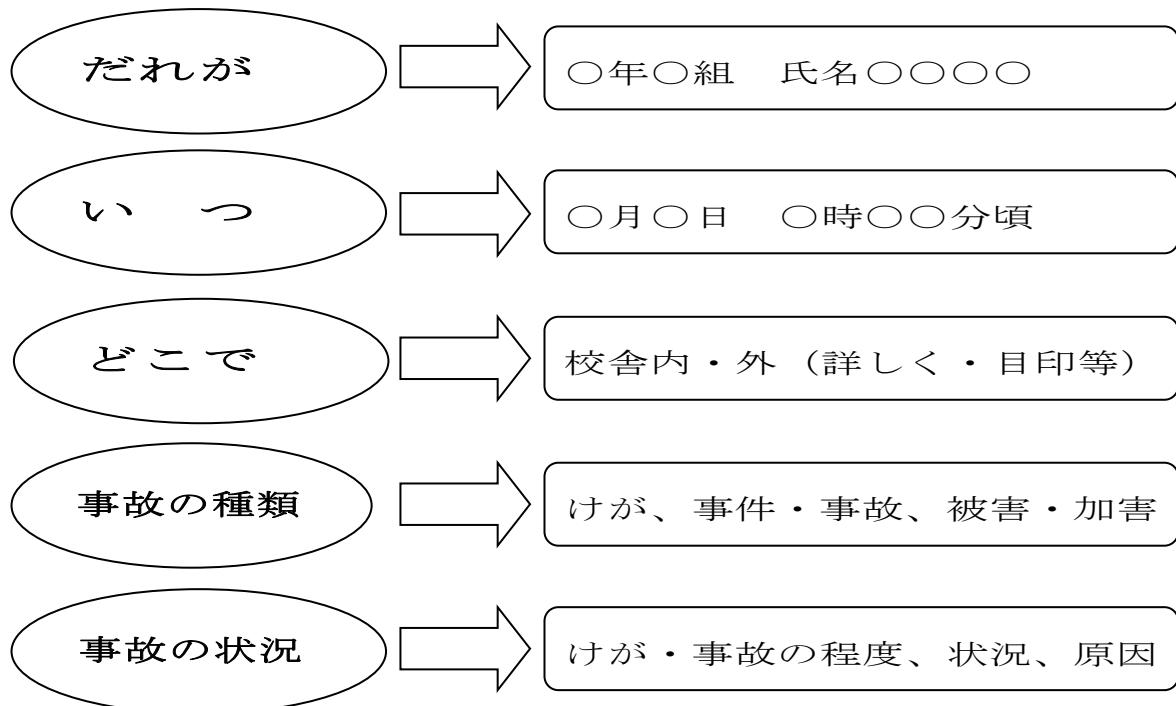
危機管理のねらい及び種類と内容を考えると、学校の危機管理は、学校の教育活動はもちろん、学校生活全般、家庭や地域での生活全般にわたって発生する可能性をもつ事故や事件等への対応策であるといえる。

## I 基本的な緊急連絡体制

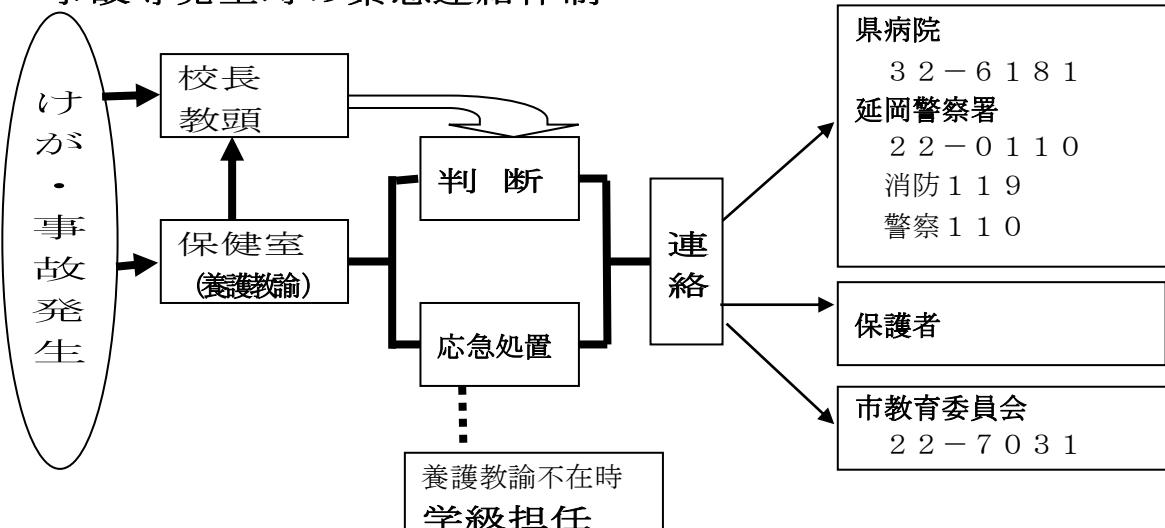
通常は、児童の身辺の安全に気を付け、一旦、事件や事故等の緊急非常事態が発生した時には、下記の体制で、迅速かつ的確な対応、緊密な連携・連絡、正確な記録・報告、丁寧で冷静な対応ができるようとする。



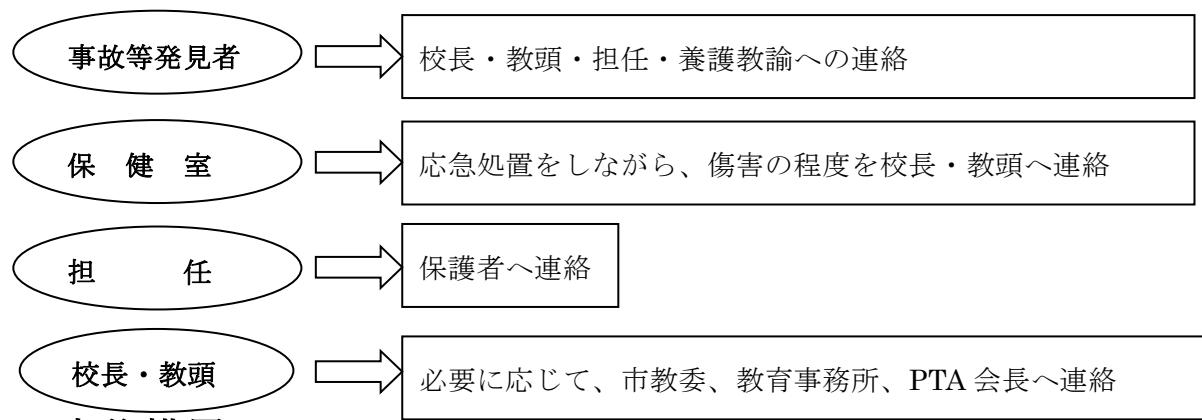
### 1 報告内容・・・記録を取り正確な情報を得る。



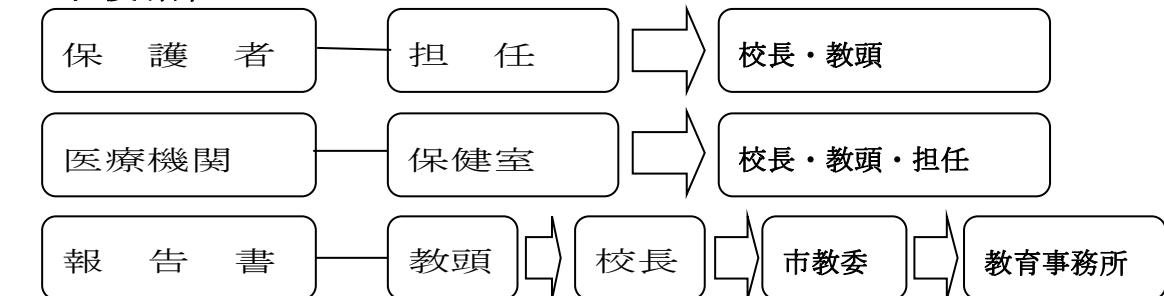
### 2 事故等発生時の緊急連絡体制



### 3 連絡担当者及び連絡先・事項



### 4 事後措置



### 救急車の要請

119番へ

落ち着いて  
「緑ヶ丘小学校です。救急車を要請します。」

「火事ですか事故ですか。」・・・・・・・けがや事故の様子を知らせる。

「様子はどうですか」・・・・・・・児童の様子や状況を知らせる。

救急車到着まで

- ① 必要に応じて心肺蘇生をする。
- ② 養護教諭は意識、呼吸、心拍、顔色などの状況を把握する。
- ③ 校舎外で救急車を誘導する者を決め、配置する。
- ④ 校舎内で救急車を誘導するものを決め、配置する。
- ⑤ 校長不在の場合、医療機関へ付き添う者を決める。(養護教諭、教頭)
- ⑥ 持病、かかりつけ病院の確認

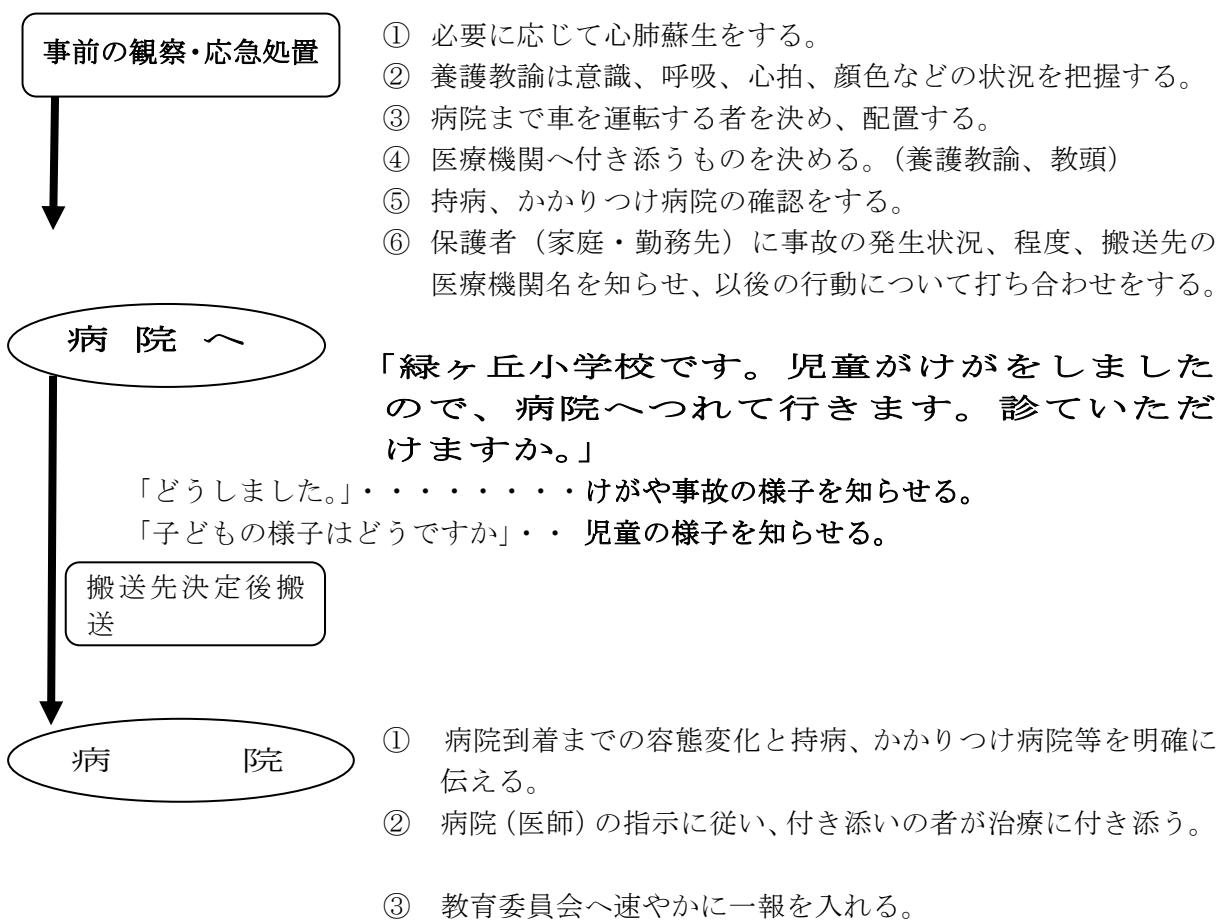
救急車到着

搬送先決定後搬送

- ① 救急隊員を誘導する。
  - ② 救急隊員に、救急車到着までの容態変化と持病、かかりつけ病院等を明確に伝える。
  - ③ 救急隊員の指示に従い、校長または付き添いの者が搬送に付き添う。
- ① 保護者（家庭・勤務先）に事故の発生状況、程度、搬送先の医療機関名を知らせ、以後の行動について打ち合わせをする。
  - ② 教育委員会へ速やかに一報を入れる。

※ 事故発生の状況、経過、処置、対策等について時間を追って詳細に記録する。

## 病院への搬送



※ 事故発生の状況、経過、処置、対策等について時間を追って詳細に記録する。

## 判断基準

### 重傷度の判断基準

下記の症状がある場合には、重大な疾患の疑いがあるので、慎重に対処する。

- ① 呼吸困難
- ② 顔面蒼白、チアノーゼ
- ③ 嘔吐の持続
- ④ めまい、あくびの持続
- ⑤ 意識障害
- ⑥ 悪寒
- ⑦ 強度の発汗
- ⑧ 激痛
- ⑨ 尿、大便の失禁
- ⑩ 急速な脱力状況

### 緊急車要請

下記の症状がある場合、危険な兆候なので、救急車を呼び、医療機関で緊急処置をする。

- ① 意識喪失の持続
- ② ショック状況の持続
- ③ けいれんの持続
- ④ 激痛の持続
- ⑤ 多量の出血
- ⑥ 骨の変形のひどい時
- ⑦ 大きな開放創
- ⑧ 広範囲の火傷
- ⑨ 感染症疑いによる熱・咳など

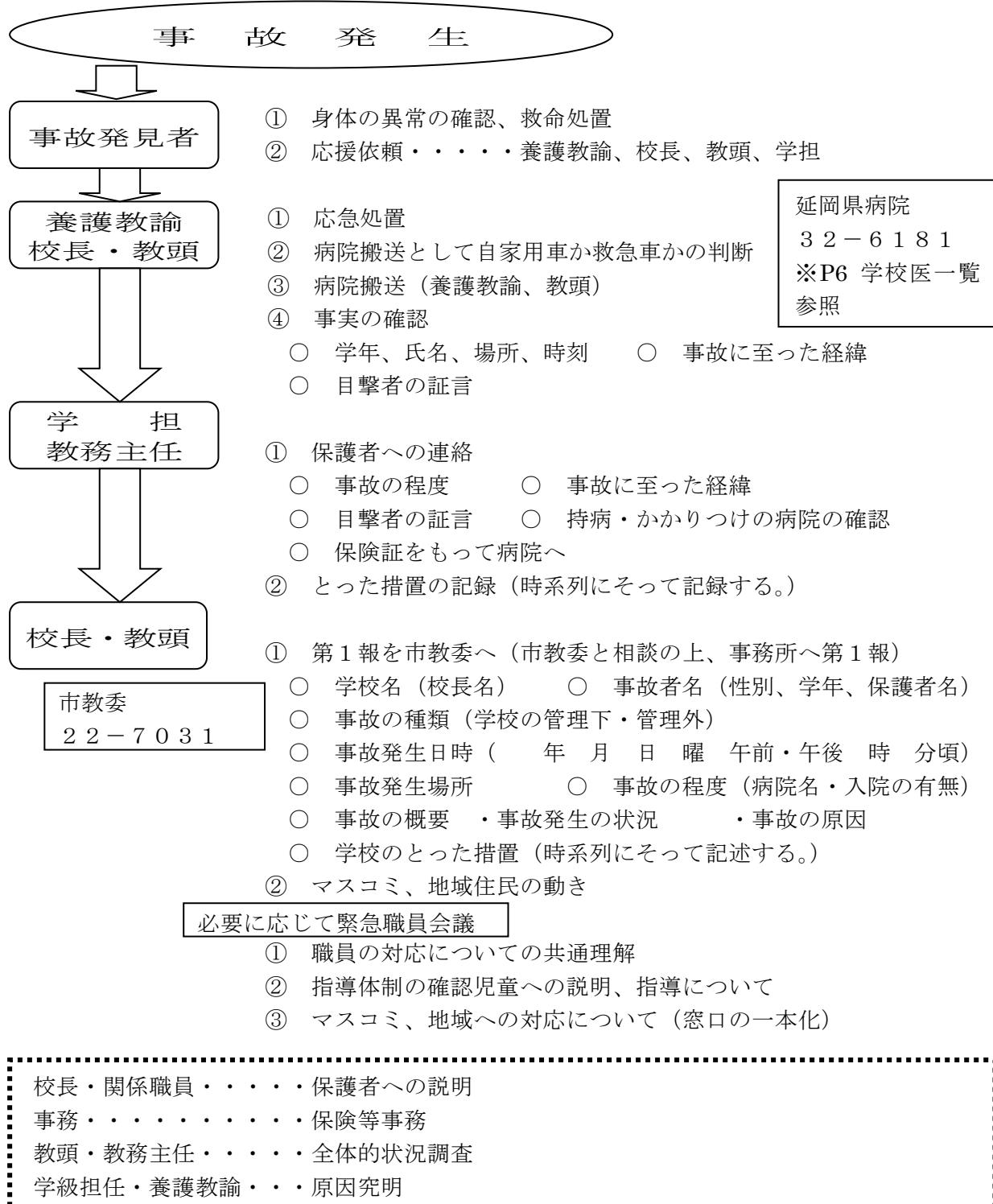
## II 校内・校外におけるけが・事故

### 1 校内におけるけが・事故

#### (1) 予防的措置

- ① 施設・設備、用具の安全点検
- ② 望ましい人間関係の醸成
- ③ 学習内容や用具・器具等に関わっての注意の喚起

#### (2) 事故における対応



## 学校内児童事故対応メモ

### 【連絡時の備忘項目】

- ① 救急車（119番）・・・学校名、学年、氏名、性別、傷病の概略、校内への進入経路と場所  
※ 延岡警察署 22-0110 ※ 延岡市教育委員会 22-7031  
※ 北部教育事務所 32-6116
- ② 病院等への連絡 ・・・学校名、学年、氏名、性別、傷病の概略、すぐ診療できるか。
- |         |                 |                 |
|---------|-----------------|-----------------|
| ○ 内科    | ～ 延岡クリニック       | 21-4321 (松岡 文章) |
|         | 松崎医院            | 21-0001 (丹生 文)  |
| ○ 歯科    | ～ 延岡こども歯科・おやこ歯科 | 31-3355 (入江 泰正) |
|         | たけお矯正歯科         | 21-5171 (高橋知江子) |
| ○ 眼科    | ～ 尾崎眼科          | 20-8900 (石井 紗綾) |
| ○ 耳鼻咽喉科 | ～ こもぶち耳鼻咽喉科     | 26-3387 (菰渕 隼人) |
| ○ 薬剤師   | ～ 友愛薬局          | 20-0088 (河内 晶子) |
- ③ タクシー 第一交通タクシー 33-5433 宮交タクシー 32-5431
- ④ 保護者 いつ、どこで、原因、傷病の程度、搬送先病院、保険証持参
- ⑤ 関係諸機関 下記のチェックシートにまとめた上で報告する。

### 【チェックシート】

事故者氏名		年・組		性別		担任	
保護者名	電話						

相手方氏名		年・組		性別		担任	
保護者名	電話						

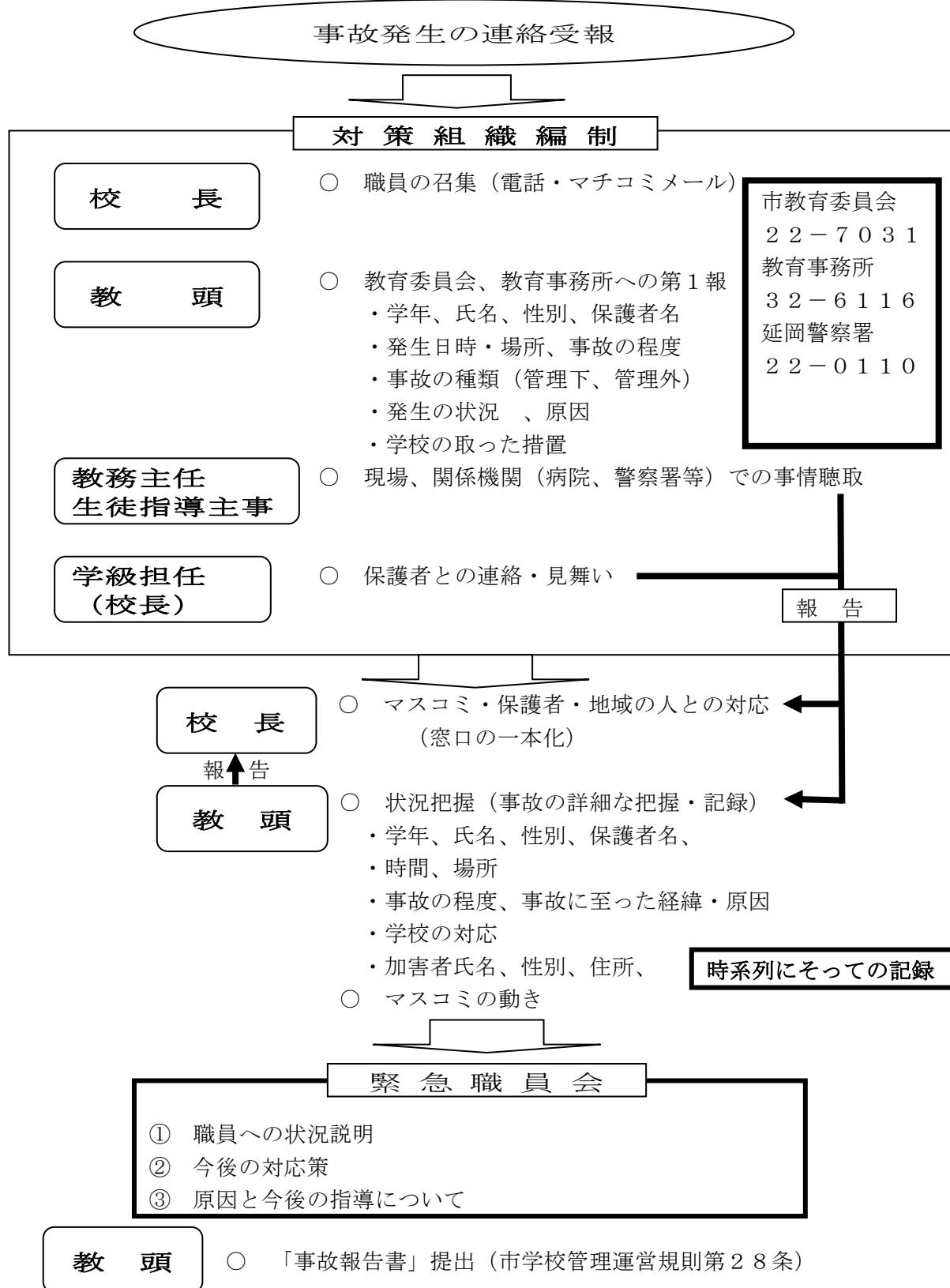
発生日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分						
症状				発生場所			
発生状況 原因等							
応急措置							
運送先病院名	電話						
運送手段		到着時刻	時 分				
病院での容態							
その他							

## 2 学校管理外におけるけが・事故

### (1) 予防的措置

- ① 交通事故・水難事故等についての児童への指導
- ② 交通事故・水難事故等についての保護者・地域への協力要請

### (2) 事故における対応



## 学校外児童事故対応メモ

受報時の備忘項目

※ 下のチェックシートを利用

### 【チェックシート】

事故者氏名		年・組		性別		担任	
保護者名	電話						

相手方氏名		年・組		性別		担任	
保護者名	電話						

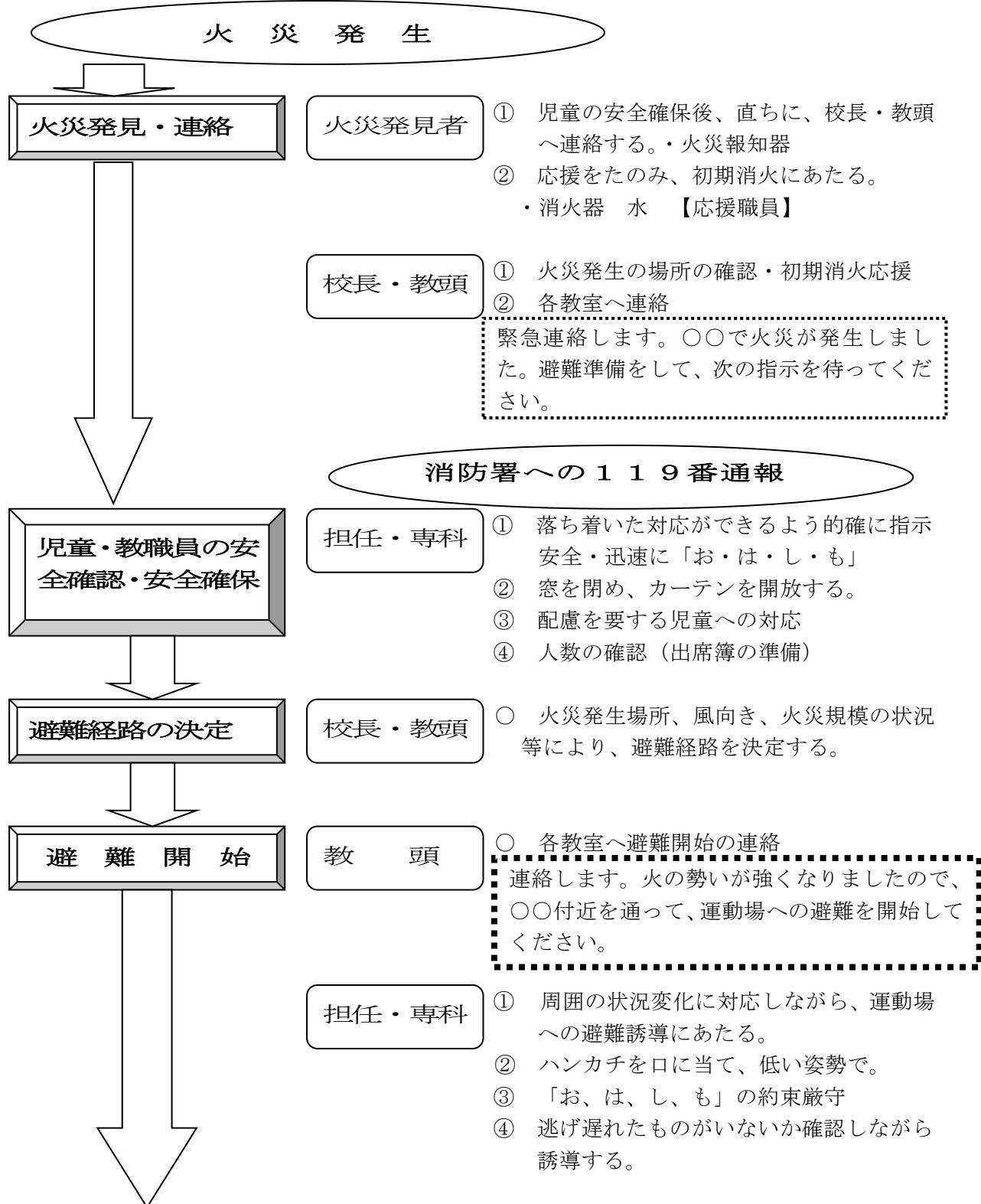
発生日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分						
症 状				発生場所			
発生状況 原 因 等							
応急措置							
運送先病院名	電話						
運送手段		到着時刻	時 分				
病院での容態							
そ の 他							

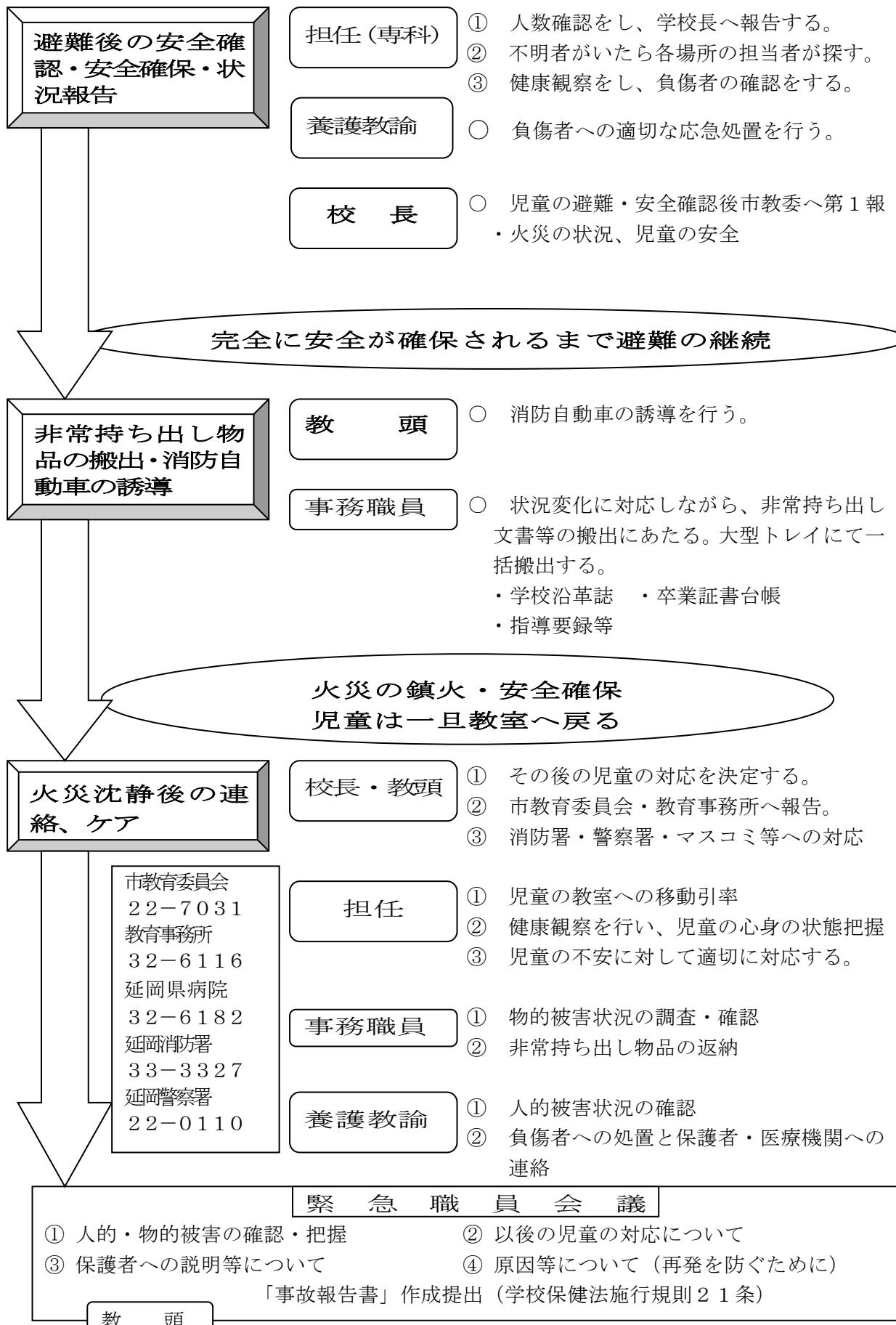
### III 火災発生の場合の対応(授業中・指導者がいる場合)

#### (1) 予防的措置

- ① 施設設備の安全点検
- ② 防災教育及び避難訓練の充実(多様な場合を想定しての訓練が必要)

#### (2) 事故における対応



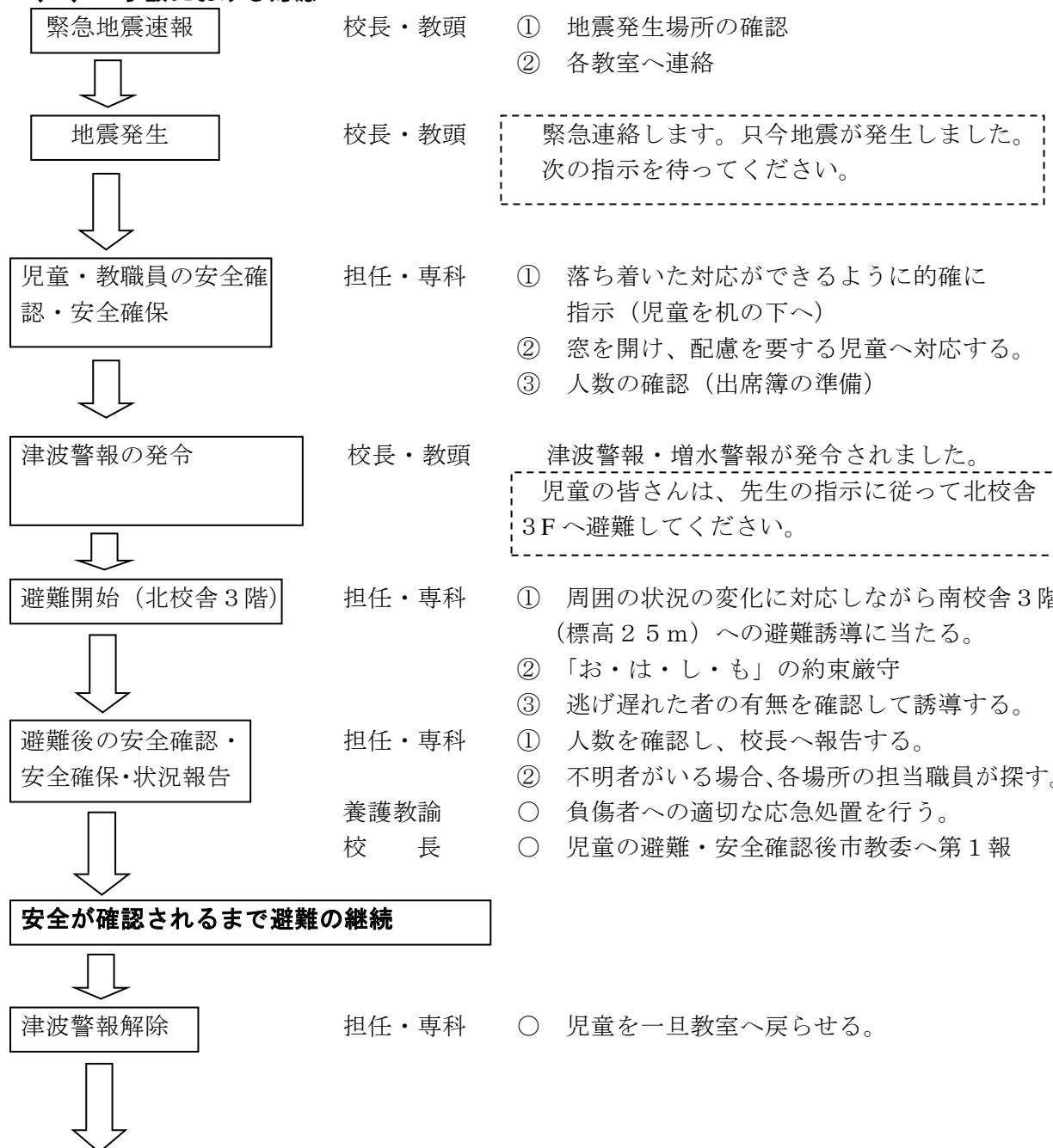


## IV 地震・津波発生の場合の対応

### (1) 予防的措置

- ① 施設設備の安全点検（北校舎3F 屋上）
- ② 防災教育及び避難訓練の充実（多様な場合を想定しての訓練が必要）

### (2) 事故における対応





地震鎮静後の連絡・  
ケア

- 校長・教頭 ① 大きな地震（周囲の建物が壊れる、津波警報が出る）ような場合は学校待機とする。  
② その後の児童の対応を決定する。  
・集団下校・保護者の迎え（児童引渡しカードの利用）  
③ 市教委へ報告  
④ 消防署・警察署・マスコミへの対応
- 担任・専科 ① 健康観察、児童の把握  
② 児童の不安に対する適切な対応

#### 緊急職員会議

- ① 人的・物的被害の確認 ② 以後の児童の対応について  
③ 保護者への説明等について  
→ 教頭：「事故報告書」作成提出

#### 避難3原則（留意事項）

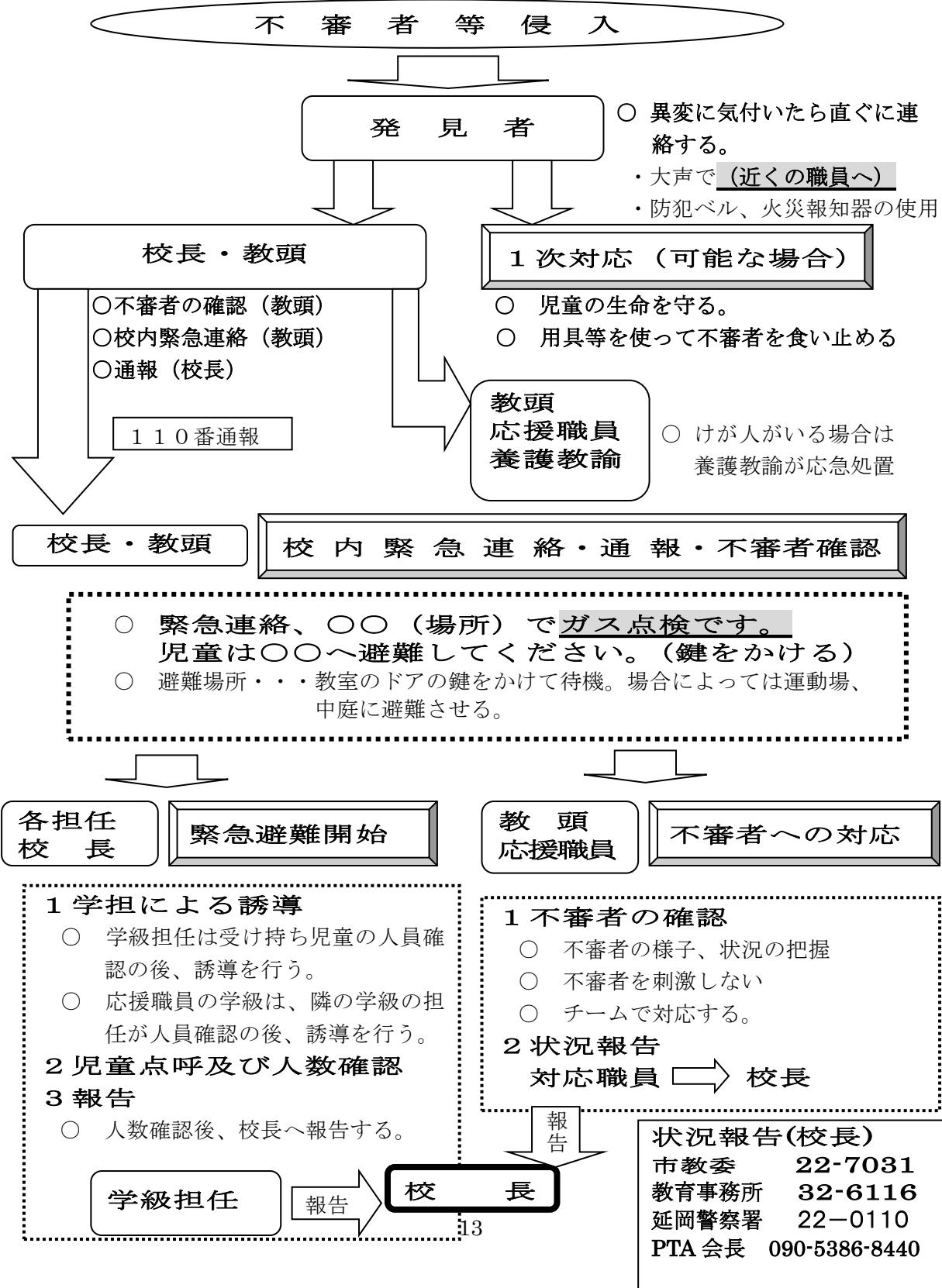
- 1 「想定にとらわれない」
- 2 「最善を尽くす」
- 3 「率先して避難する」

## ▼ 不審者等侵入時の対応

### 1 予防的措置

- ① 来訪者の確認
- ② 不審者情報に係る関係機関との連携
- ③ 職員の共通理解と施設の管理

### 2 不審者等侵入時における対応



- 校長は、状況に応じて避難場所からの移動を指示する。
- 不審者が校外へ逃走した場合、職員は校地外へは捜索にいかない。

### 警察官の到着

- 警察官の誘導（職員）

### 警察官の到着等による不審者の身柄拘束

校長

#### 事件状況報告

市教育委員会 22-7031  
教育事務所 32-6116  
PTA会長 080-1728-3575

#### 養護教諭

延岡県病院  
32-6181

- けが人のいる場合応急処置

### 事件事後指導

校長

- 児童への説明を行う。  
(避難場所で)

各担任

- 人員並びに児童の安全を確認する。
- 校長の全体説明後、教室へ引率し、下校準備をさせる。

### 緊急職員会

- ① 児童の措置について（全校児童緊急時引渡し・ドライブスルー方式等の確認）
- ② 保護者への連絡について（メールを通じての引渡し要請・引渡者の確認）
- ③ 下校の安全確保について（下校路等の見回り担当者確認、地区の安全確認依頼）

### 状況に応じて地区別集団下校・引き渡し

校長

教頭・PTA役員等

地区担当職員

→ 保護者

- 関係機関との連絡
- マスコミ等との対応

- 下校路の安全確認をする。
- PTA役員・区長に下校路の安全確認依頼。

- 地区別集団下校の際は体育館集合
- 通常引き渡しの際は各学級で待機し教室で保護者に引き渡す。
- ドライブスルー引き渡しの際は、運動場西門より一方通行。  
(いずれも名簿に引渡者を記録)

### 職員会（再発防止のために）

教頭

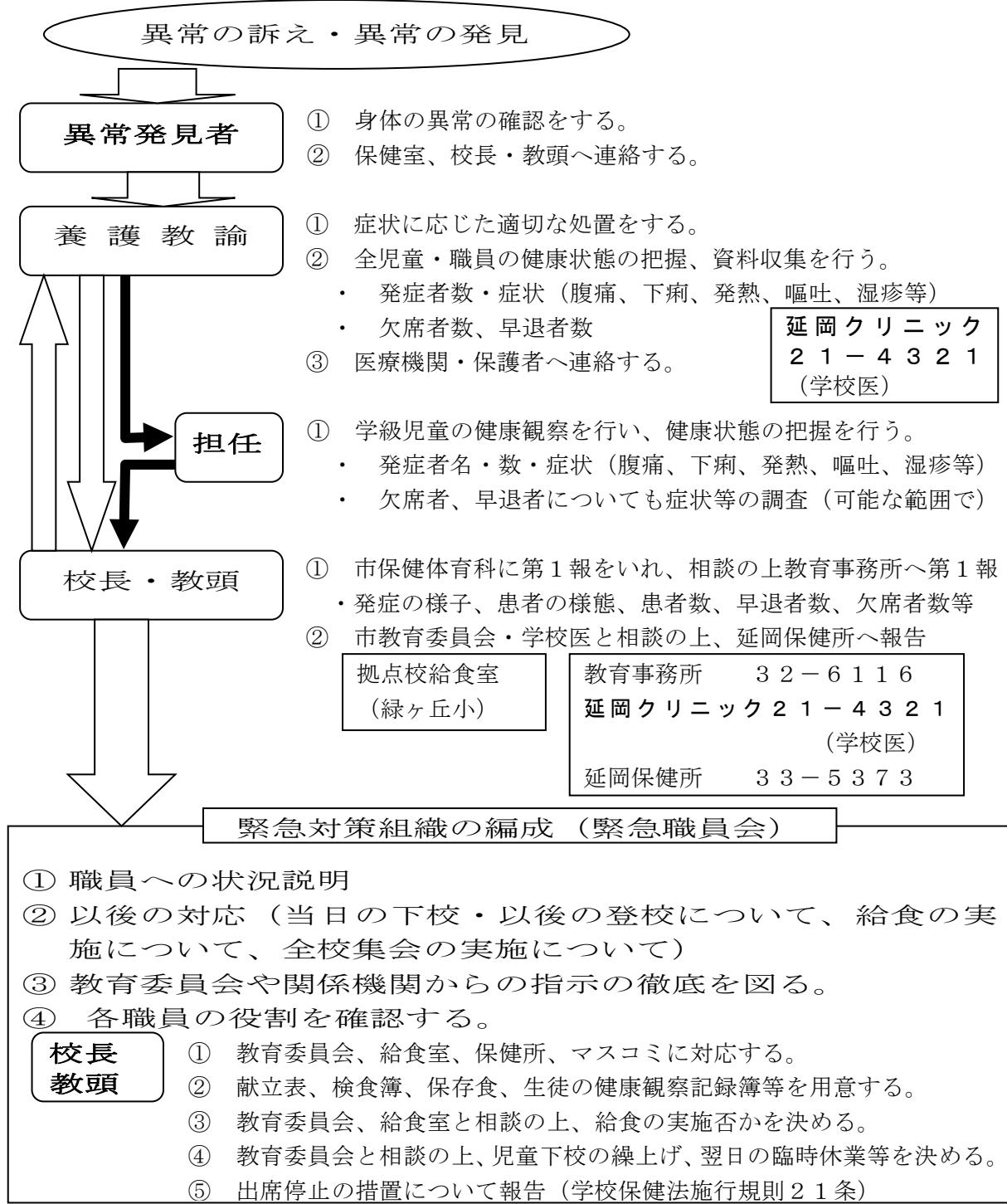
- 「事故報告書」提出（市学校管理運営規則第19条）

## VI 食中毒発生時の対応

### 1 予防的措置

- ① 施設・用具の点検
- ② 手洗いの励行
- ③ 健康管理の指導
- ④ 児童一人一人の欠席の状況や健康状態の把握
  - 出席児童からの異常の訴えや早退者の状況
  - 欠席者から届けられた欠席理由の整理

### 2 事故における対応



・ 市教育委員会へ報告

**学級担任**

- ① 保護者に対して、保健所・医療機関の指示にもとづき、児童の健康調査・検便など各種調査への協力をお願いする。
- ② 学校医、関係機関の指示のもと、必要に応じて欠席者の家庭訪問による調査・相談を行う。
- ③ 健康な児童に対する生活の仕方について指導する。

**養護教諭**

- 保健所・学校医の指示のもと、全児童・職員の健康状態を把握する。

**緊急の全校集会**

- ① 食中毒の発生状況
- ② 食中毒についての正しい知識
- ③ 手洗い励行などの健康管理の注意事項
- ④ 食中毒に罹患している児童への差別・偏見によるいじめなどの不当な扱いの防止などについての必要な指導

**集 団 下 校**

**教 頭  
養護教諭**

- 保護者への協力要請を行う。(依頼文)

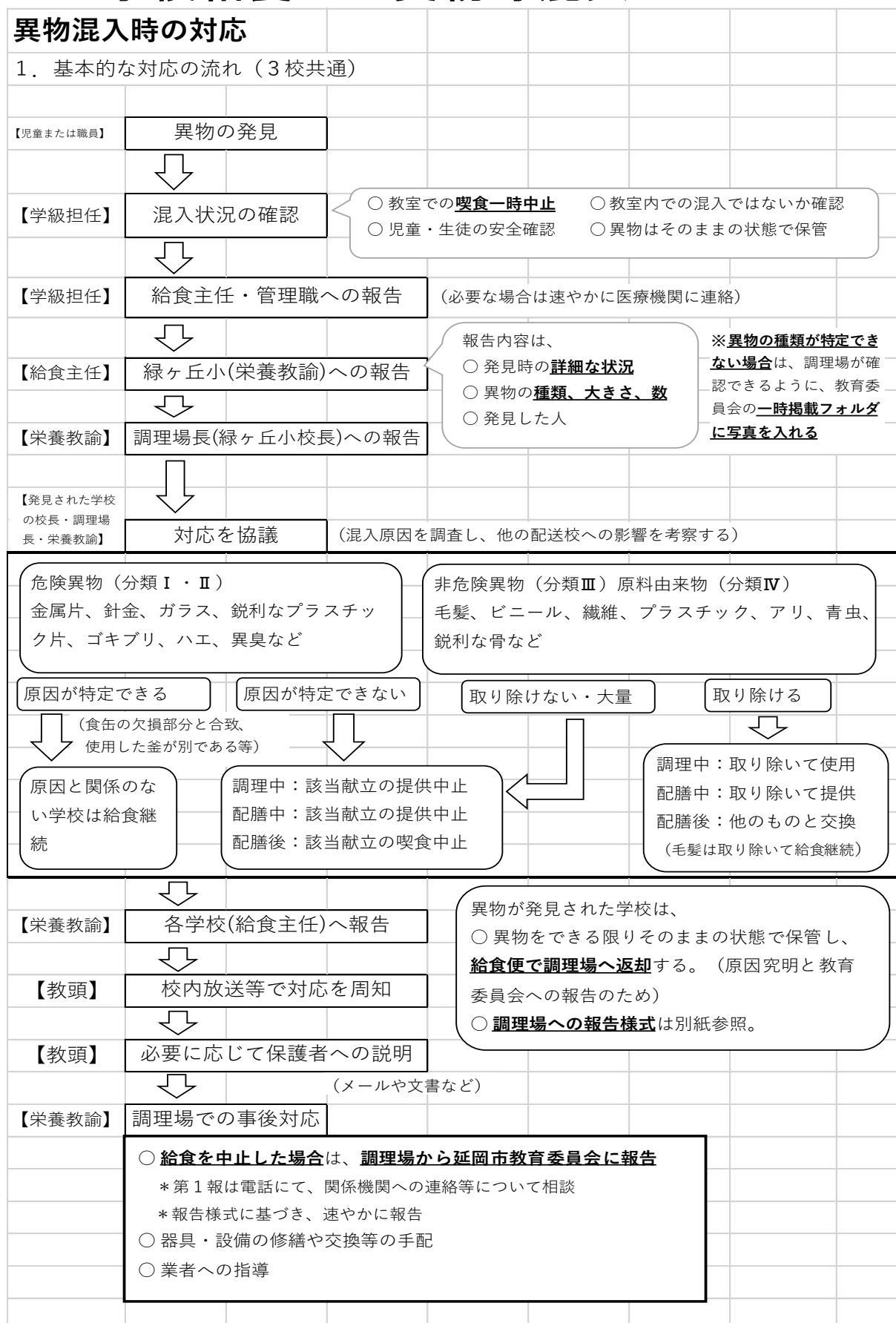
- ① 伝染病・食中毒の発生状況
- ② 伝染病・食中毒についての正しい知識
- ③ 児童及び家族の健康管理の注意事項等

- 必要に応じて、臨時の保護者会を開き、説明する。

## VII 学校給食への異物等混入

### 異物混入時の対応

#### 1. 基本的な対応の流れ（3校共通）



2. 異物の分類			
異物	区分		具体的な物質
危険異物	分類Ⅰ	喫食することにより、生命に深刻な影響を与える異物	金属類（金属片、針、針金、ネジ）、ガラス片、鋭利なプラスチック片、薬品類など
	分類Ⅱ	喫食することにより、健康への影響が大きいと思われる異物	衛生害虫（ゴキブリ、ハエ等）、ネズミ（糞）、製造過程上、不適切な取扱いにより生成したもの（変色、異臭、カビなど）
非危険異物	分類Ⅲ	異物自体は不快であり衛生的ではないが、健康への影響が少ないと思われる異物	毛髪、ビニール片（包材等）、上記以外のプラスチック片、繊維、スポンジ片、植物の皮や殻、小石、衛生害虫以外の虫、海産物に付着した貝殻や小エビなど
原料由来物	分類Ⅳ	原料に由来する物質であるが、喫食した場合、健康への影響があると思われる異物	食肉の鋭利な骨
※この分類はあくまで目安であり、異物の種類や大きさ、量、混入の状況等に応じて判断する。 ※原料由来物のうち、健康への大きな影響がない物は異物と考えない。 (例：魚の鱗や魚介の殻、こげ、野菜の皮など)			

## Ⅷ 食物アレルギー緊急時の対応

食物アレルギーの症状には、アナフィラキシーのように非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあり、緊急の対応を要する場合があります。

緊急時に備えてアドレナリンの自己注射薬である「エピペン®」（商品名）や内服薬等が処方されていることがありますので、教職員の誰が発見者になった場合でも適切な対応がとれるように教職員全体が情報を共有し、常に準備をしておく必要があります。

### アナフィラキシー症状をきたした児童生徒を発見したときの対応

異常に気づく  
(発見者)

（異常を示す症状）

皮膚・粘膜症状：じんましん、かゆみ、目の充血  
消化器症状：吐き気、嘔吐、腹痛

呼吸器症状：せき、ゼーゼー、ヒューヒュー、呼吸困難

アナフィラキシーショック：血圧低下、頻脈、意識障害・消失



- ◆ 大声で応援を呼ぶ（近くの児童生徒に他の教職員を呼ぶように伝える。）

発見者（及び応援にかけつけた養護教諭などの教職員）

周囲の安全の確認

応急処置（プレホスピタルケア）

校長・教頭 等

反応があるか？

あり

なし

「エピペン®」の注射（可能な場合）

※ 救急の現場に居あわせた教職員が、「エピペン®」を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって、「エピペン®」を注射することは医師法違反にならないと考えられます。また、医師法以外の刑事・民事の責任についても、人命救助の観点からやむをえず行った行為であると認められる場合には、関係法令の規定によりその責任が問われないものと考えられます。

・119番通報

・AEDの準備、実施

①状態の把握

・意識状態、呼吸、心拍等の把握  
・症状・経過の把握  
・基礎情報の確認（管理指導表の確認）  
症状は分単位で急速に進行することが多く、観察者は最低1時間は目を離さないようにする。

②応急処置

\* 管理指導表の指示に基づいて行う。  
\* 緊急時の処方がなされている場合には使用する環境を整える。  
(「エピペン®」の注射など)  
※「エピペン®」はアナフィラキシーの補助治療薬である。P14 の「エピペン®を打つべき13の症状」が出現してきたらすぐに打つべきである。

緊急時の対応の実施

- 対応者への指示
- 救急車要請など各種判断
- 必要に応じて主治医等への相談
- 保護者、教育委員会への連絡（学級担任が行う等）

指示

周囲の教職員  
(応援にかけつけた教員)

- 観察者とともに応急処置に参加
- 管理指導表の確認（様式9）
- エピペン®等使用記録カードの記入
- 周囲の児童生徒の管理
- 救急隊の誘導など

一次救命処置

- ・気道確保  
《自発呼吸がない場合》
- ・胸骨圧迫
- ・人工呼吸
- ・AED 装置

など

救急車要請の目安

- ・食物アレルギーで呼吸器症状の疑いがある場合
  - ・管理指導表で指示がある場合
  - ・「エピペン®」を使用した場合
  - ・主治医、学校医等または保護者から要請がある場合
- など

救急隊へのバトンタッチ

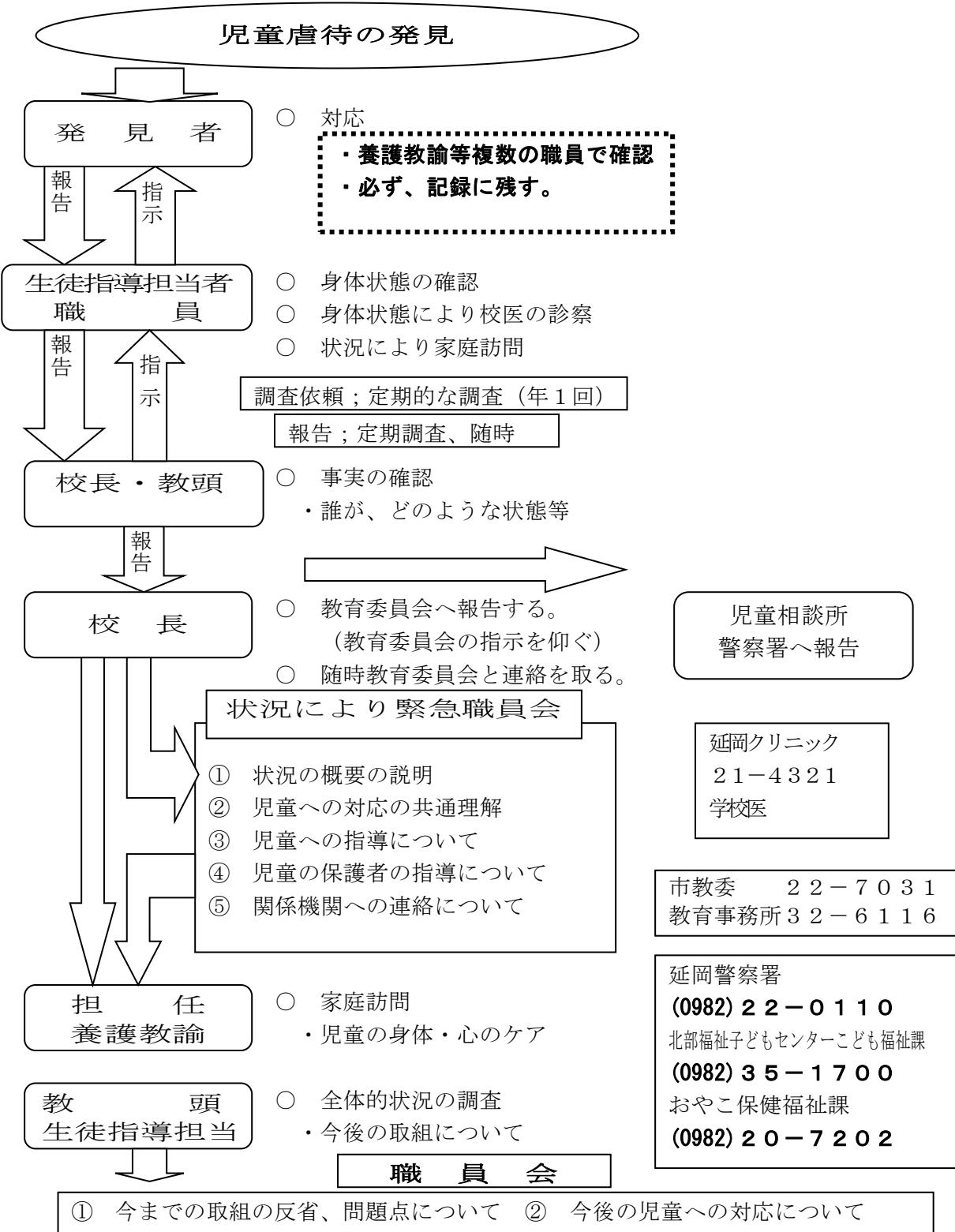
（財団法人 日本学校保健会 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」参

## IX 児童虐待に関する対応

### 1 予防的措置

- ① 計画的な調査の実施
- ② 日常の観察・日常指導の充実  
(健康観察、体育時の更衣、怪我・包帯、身体の清潔)

### 2 対応

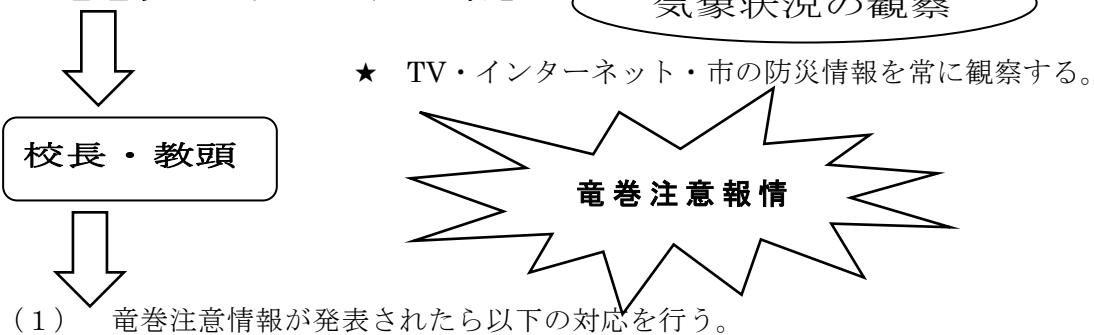


## × 竜巻による対応

### 1 予防的措置

- ① 気象情報を隨時確認し、竜巻が発生しやすい気象状況かどうかを把握する。
- ② 転倒や移動のあるものを固定する。
- ③ 風圧によるドアの開閉や窓ガラスの飛散によるけがの防止等を図る。
- ④ 注意報等が出ていることを職員や児童に周知する。

### 2 竜巻発生時における対応



- (1) 竜巻注意情報が発表されたら以下の対応を行う。

#### ① 校内の場合

- ・屋外にいる場合、空の様子に注意し、早めに校舎内に避難させる。
- ・屋内にいる場合も、空の様子に注意し、より頑丈な建物、また建物の最下階への移動を検討する。
- ・児童生徒等に対し、適切な安全確保について指導する。（日頃から）

#### ② 校外の場合

- ・空の様子に注意し、近くの頑丈な建物に、早めに避難させる。（物置やプレハブなどは避ける）

#### ③ 登下校時

- ・登校前においては、メール連絡等により、できる限り家庭での待機を呼びかける。
- ・下校前においては、原則学校待機とする。

- (2) 竜巻が発生（ろうと状の雲、空が急に暗くなる、飛散物が筒状に舞い上がる等）したら以下の対応を行う。

#### ① 屋内の場合

- ・頑丈な建物に避難させる。（物置やプレハブなどは避ける）
- ・教室等にいるときは、窓やカーテンをしめ、窓からできるだけ離れさせ、身の回りの物で頭と首を守らせる。
- ・可能であれば、建物の最下階に移動させる。できれば窓のない部屋の壁に近い所で避難姿勢をとらせる。

#### ② 屋外及び校外の場合

- ・近くの頑丈な建物に直ちに避難させる。（物置やプレハブなどは避ける）

#### ③ 登下校時（下記の事前指導を徹底する）

- ・竜巻を見続けない。
- ・直ちに頑丈な建物に避難する。・頑丈な建物がない場合は近くのくぼみに身を伏せ、頭と首を守る。・車庫や物置、プレハブには逃げない。・飛来物に注意する。など

※ 参照資料：学校災害対応マニュアル（落雷・竜巻等突風編）H26.5 群馬県教育委員会事務局

# 延岡市立緑ヶ丘小学校消防計画

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき「延岡市立緑ヶ丘小学校」における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

### (消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は当校に勤務し出入りする全ての者に適用する。

### (防火管理者の権限及び業務)

第3条 防火管理者は、教頭とし、この計画についての一切の権限を有するとともに、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報、避難及び避難誘導訓練の実施
- (3) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- (5) 火気の使用又は取り扱いに関する指導監督
- (6) 収容人員の監督
- (7) 管理権原者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務

### (消防機関への報告、連絡)

第4条 防火管理者は、次の事項について消防機関への報告、届出及び連絡を行う。

- (1) 消防計画の提出（改正の都度）
- (2) 防火管理者の選任または解任の届出
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡及び諸手続き
- (5) 査察の要請、教育訓練指導の要請
- (6) その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

### (防火管理委員会)

第5条 防火管理業務の適正な運営を図るため、管理権原者を委員長に、防火管理者を副委員長に、各部門の責任者を委員として別表1の通り防火管理委員会を設置する。

### (委員会の開催)

第6条 委員会の開催は、定例会と臨時の2種にし、定例会は5月とし、臨時の会は、委員会が必要と認めたときに開催する。

### (審議事項)

第7条 防火管理委員会は、次の基本的な事項について審議する。

- (1) 消防計画の樹立及び変更に関する事。
- (2) 防火対象物の構造及び避難施設並びに消防用設備等の維持管理に関する事。
- (3) 自衛消防組織の設備及び装備等に関する事。
- (4) 消火、通報及び避難訓練の実施に関する事。
- (5) 消防施設の改善強化に関する事。
- (6) 地震対策に関する事。
- (7) 火災予防上必要な教育に関する事。
- (8) その他防火管理に関する事。

## 第 2 章 予 防 管 理 対 策

### (予防管理組織)

#### 第8条

- 1 日常の火災及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに防火担任責任者及び火元責任者をおく。
- 2 消防用設備等及び建物、火気使用設備器具、電気設備等については、適正な機能を維持するため、定期に点検検査を実施するものとし、点検検査員をおく。
- 3 前各号による組織及び任務分担は別表2に定める。

### (火気等の使用制限)

#### 第9条 防火管理者は、次の事項について指定又は制限するものとする。

- (1) 喫煙禁止場所及び喫煙場所の指定
- (2) 火気使用設備器具等の使用禁止場所及び使用場所の指定
- (3) 工事中の火気使用制限及び立ち会い
- (4) 火災警報発令時等の火気使用禁止又は制限

### (火気等の使用時の遵守事項)

#### 第10条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ガスコンロ、電熱器等の火気使用設備器具は指定された場所以外では使用禁止。
- (2) 上記の器具は使用前に必ず点検し、可燃物の周囲では使用しない。
- (3) 上記の器具の使用後は必ず点検をし、安全を確認すること。
- (4) 喫煙は、廊下等禁止された場所では行わないこと。(敷地内禁煙とする。)

### (工事人等の遵守事項)

#### 第11条 校舎内で工事等を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 溶接、その他の火気等を使用する工事を行う場合は作業計画を防火管理者に提出し、必要な指示を受けること。
- (2) 火気等を使用する作業にあっては、消火器等を配置すること。
- (3) 指定された場所以外では、喫煙、たき火等を行わないこと。
- (4) 危険物類の使用は、その都度防火管理者の承認を得ること。
- (5) 火気管理は、作業場ごとに責任者を指定して行うこと。

### (自主点検検査の方法)

#### 第12条 消防用設備等及び建物、火気使用設備器具、危険物施設等の検査を実施する各点検検査員は、別に定める検査票及び点検票に基づき実施するものとする。

(自主点検検査の期間)

第13条 自主点検検査の実施期間は、次の通りとする。

建築物等の自主検査

検査対象	事項	検査回数	検査員
建築物	危険箇所、破損等の箇所	毎月	各担当責任者
火気使用設備器具	家庭科室、給湯室	毎月	各担当責任者
危険物施設	作業場、理科室	毎月	各担当責任者
電気設備	漏電等	毎月	電気保安協会

消防用設備等の点検

消防用設備等	法定点検	点検員	自主点検回数	点検員
消火器	6ヶ月に1回	指定業者	3ヶ月に1回	教頭
自動火災報知設備	〃	〃	〃	〃
屋内消火栓	〃	〃	〃	〃
非常警報設備	〃	〃	〃	〃

(点検検査結果の記録及び報告)

第14条

- 1 点検検査を実施した点検検査員は、その結果を防火管理者に防火管理者校長に報告するとともに『防火対象物維持台帳』に記録しておく。
- 2 校長は消防用設備等の点検結果を1年に1回消防長に報告する。

(不備欠陥等の整備)

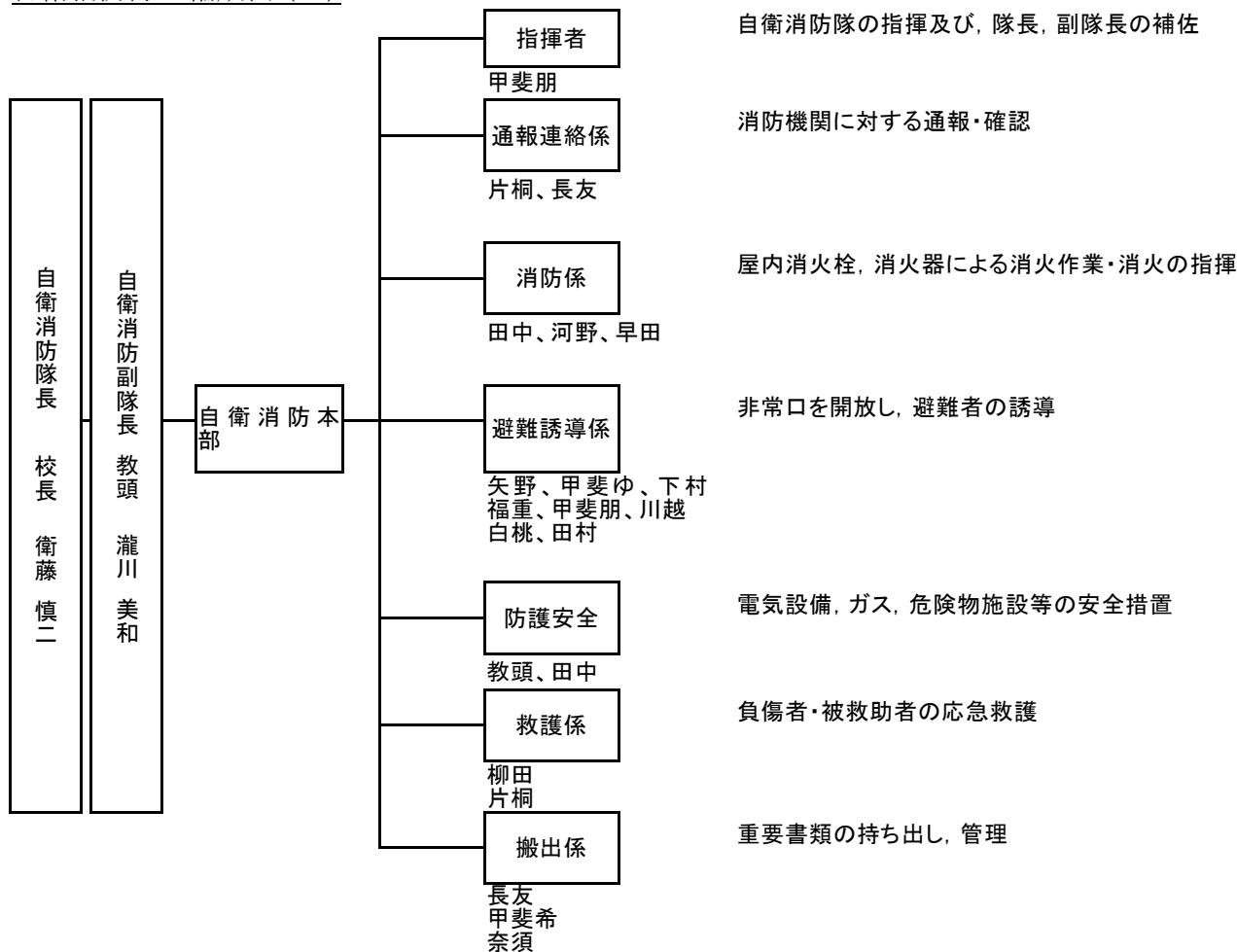
第15条 防火管理者は各点検検査の結果報告に基づく不備欠陥事項について改修計画を樹立し、その促進を図るとともに校長に報告する。

### 第 3 章 自衛消防活動対策

#### (自衛消防組織及び活動)

第16条 火災等の災害が発生した場合は、その被害を最小限にとどめるため校長を自衛消防隊長及び防火管理者とし、その補佐として教頭がその任にあたる。また、次の任務分担により自衛消防組織を編成する。

#### 自衛消防隊の編成表（1）



#### (隊長等の権限及び任務)

#### 第17条

- 1 隊長は、自衛消防隊が活動を行う場合、指揮、命令を行うとともに消防隊との連携を密にして円滑な自衛消防活動ができるよう努める。
- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在時はその任務を代行する。

### 第 4 章 震災対策

#### (震災予防措置)

第18条 各点検検査員及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため第2章に基づく各施設器具の点検検査にあわせて、次の事項を行う。

- (1) 建物及び建物に付随する施設物及び室内にある物品等の転倒、落下の有無の検査
- (2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置等についての作動状況検査
- (3) 危険物施設における危険物品等の転倒、落下等の有無の検査

(地震後の安全装置)

第19条 各点検検査員及び火元責任者は、地震後、建物、火気使用設備器具等の点検検査を行い、防火管理者に報告、その安全確認後使用を開始する。

(地震時の活動)

第20条 地震時の活動は、第3章によるほか、次の措置を行う。

- (1) 防火担当責任者及び火元責任者は、各担当区域内の火気使用設備器具の使用停止を必ず確認する。
- (2) 火災が発生した場合は全力をあげて消火に当たること。

(避 難)

第21条 震災時の避難は次によること。

- (1) 避難場所（運動場西側）
- (2) 避難方法
  - ア 避難は防災機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により避難を開始する。
  - イ 避難は全員隊列を組み、先頭・最後尾に誘導員を配置すること。
  - ウ 避難は病人又は負傷者を除き全員徒歩とし、車両は使わない。

## 第 5 章 休 日、夜 間 に お け る 防 火 管 理 体 制

(休日、夜間における予防管理)

第22条 警備員等は定時に巡回する等火災予防上の安全を確認するものとする。

(休日、夜間における自衛消防活動)

第23条 休日、夜間に発生した災害に対しては次の措置を行うものとする。

- (1) 火災を発見した場合は直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、自衛消防隊長、防火管理者等関係者別に定める緊急連絡網で急報する。
- (2) 消防隊には火災発見の状況、延焼状況等の情報等を速やかに提供し、出火場所への誘導を行う。

## 第 6 章 防 灾 教 育 及 び 訓 練

(防災教育の実施)

第24条 防火管理者は、次により防災教育を行うものとする。

- (1) 全職員に対する教育は5月・7月の年2回実施する。
- (2) 新規職員に対する教育は採用の都度行う。

(訓練の実施)

第25条 防火管理者は次により各訓練を行う。

- 総合訓練（消火、通報、及び避難誘導等を連携して行う）年1回  
部分訓練（指揮、消火等各訓練を個別に確認のため実施）年2回

(訓練の実施報告)

第26条 防火管理者は自衛消防訓練等を実施する場合はあらかじめ延岡市消防本部へ連絡すること。

## 附 則

この消防計画は平成28年4月1日から施行する。ただし、担当者名は、年度毎に更新する。

別表1 防火管理委員会構成表

	役職名	氏 名	備 考
委員長	校長	衛藤 慎二	自衛消防隊長
副委員長	教頭	瀧川 美和	
委員	教諭 教諭 養護教諭 主事	甲斐 朋美 田中 恵 柳田 裕香 長友 未来	指揮者

別表2 予防管理組織編成表 (火気取締責任者)

南校舎			
1 F	校長室～校長 湯沸かし室～長友 放送室～校長	事務室～長友 作業場～奈須 トイレ～柳田	保健室～柳田 資料室～片桐
2 F	職員室～教頭 男子更衣室～教頭 男子トイレ～教頭	印刷室・特活室・会議室～教頭 女子更衣室～教頭 女子トイレ～教頭	
3 F	図書室～川越	図工室～白桃 多目的室～川越	
北校舎			
1 F	下足室～甲斐朋 家庭科室～早田	トイレ～甲斐朋、福重 児童クラブ～児玉	生活科室～甲斐朋
2 F	パソコン室～川越 資料室～甲斐ゆ	トイレ～甲斐ゆ、下村 研修室～田中	理科室～田中
3 F	イングリッシュルーム～田中 トイレ～河野、矢野 音楽室～川越	集会室～早田 資料室～矢野 少人数指導室～矢野	
体育館	～ 教頭、下村		
給食調理棟	～ 片桐		

## 第 7 章 南海トラフ地震対策

### (目的)

第27条 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下法という）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

### (組織)

第28条 南海トラフ地震が発生した場合における業務を行う組織は（以下「地震防災隊」という）は次の通りとし、その編成及び任務を別表3のとおり指定する。

- (1) 地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。
- (2) 隊長のもとに情報収集連絡班及び誘導連絡班を設置し、各々班長を置く。

### (隊長等の権限及び業務)

第29条 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、東南海・南海地震に伴う津波警報等が発表された場合等、東南海・南海地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
  - (2) 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
  - (3) 避難誘導班に児童の避難誘導にあたらせること。
  - (4) 児童を各教室から運動場に集合させ、避難させること。
  - (5) 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生 防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故ある時又は不在の時は、その職務を代理する。

### (教職員の責務)

第30条 南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された時又は地震が発生したことを覚知した教職員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

### (情報収集連絡班の責務)

第31条 情報連絡班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 隊長の指示に基づき、直ちに地震及び津波に関する情報の収集に努め、隨時隊長に報告すること。
- (2) 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等、防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、児童・教職員に伝えること。
- (3) あらかじめいくつかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた教職員等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。

### (避難誘導班の業務)

第32条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに別図1の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の提出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。
- (2) 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、児童等を避難誘導すること。

- (3) 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
- (4) 児童等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長へ報告すること。

(その他不測の事態)

第33条 隊長は南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに教職員に必要な指示を与えるものとする。

- 2 各班の班長は、班がこの消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断した場合は、直ちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

(訓練)

第34条 隊長が行う防災訓練は次のようになる。なお、訓練は年1回以上行うものとする。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- (1) 情報収集・伝達に関する訓練
- (2) 津波からの避難に関する訓練
- (3) その他前号を統合した総合訓練

(教育)

第35条 隊長が児童、教職員に対して行う教育は次による。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 教職員が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後、地震対策として取り組む必要のある課題

(広報)

第36条 隊長が児童・保護者に対して事前に行う広報は次による。

- (1) 地震が発生した場合に出火防止、教職員が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛、防災上とるべき行動に関する知識
- (2) 正確な情報入手の方法
- (3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (4) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険個所等に関する知識
- (5) 各地域における避難地及び避難路に関する知識

附 則

この消防計画は平成28年4月1日から施行する。

この南海トラフ地震対策は平成28年4月1日より施行する。

別表3 地震防災隊組織表

